一般社団法人日本環境メンテナンス協会会則

1. 総則

（本会則の目的）

* 1. 一般社団法人日本環境メンテナンス協会（以下「本会」という。）は本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的とし、本会則を定める。

（支部）

* 1. 本会は理事会の決議により、支部を設けることができる。

（本会の目的及び事業の実行）

* 1. 本会は定款第3条記載の目的及び事業項目について、毎年事に事業計画並びに予算を作成し総会の承認を得てこれを実行する。
     1. 本会は定款第3条記載の目的を達成するために次の業務を行う
  + 環境保全に関する商品の取り扱い業務
  + 清掃資機材の取り扱い、販売、リース契約、各種検査業務
  + 建物の設備管理、清掃、警備等、維持管理全般についての業務
  + 上記業務についての委託・仲介業務
  + 本会会員の人材育成、技術指導ならびに教育セミナーの開催やコンサルティング業務

1. 会員

（会員の種類）

* 1. 本会の会員の種類は、正会員および準会員とする。本会則では、特に定めのない限り、正会員及び準会員を併せて「会員」と総称する。
     + 1. 正会員　　一般社団法人日本環境メンテナンス協会の社員
       2. 準会員　　正会員以外の、建築物の清掃及び設備事業者である法人、団体、もしくは個人であって理事会の承認を受けたもの。

２．準会員は、一般社団法人日本環境メンテナンス協会の社員になることにより、本会の正会員となることができる。

（会費）

* 1. 会員は、会費を負担する。会費の額は細則に定める。

２．既に納入された会費については、理由の如何に関わらずこれを返却しない

（事業収入）

* 1. 事業収入とは会費以外の収入を言う。その内容はセミナー、研修、イベントの開催による収入、その他コンサルティング業務、出版及び教材の発行・販売等の収入を言う。

２．既に納入された事業収入については、理由の如何に関わらずこれを返却しない

３．準会員は、一般社団法人日本環境メンテナンス協会の社員になることにより、本会の正会員となることができる。

（退会）

* 1. 正会員は本会の定款に従って本会の社員でなくなった時は、本会を退会する。

２．準会員は1カ月以上前までに退会届を提出して、本会を退会することができる。

３．準会員が次の各号の一つに該当するに至った場合は、退会届の提出がなくても退会したものとみなす。

* + - 1. 死亡または解散
      2. 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の申立をし、もしくは申立を受けた時、または解散したとき。
      3. 会費、その他本会に納めるべき費用等が期限までに支払われなかったとき

（除名）

* 1. 会員が、本会の名誉を著しく毀損し、または設立の趣旨に反する行為をなしたるときは、正会員は本会の社員総会の決議によって、準会員は理事会の決議によって除名することができる。

1. 会議

（会議）

* 1. 会議は、定款に定める社員総会（定時総会及び臨時総会）、理事会のほか、本会則に定める委員会等とする。

（議決）

* 1. 各会議の議事は、本会の定款及び法令に定めがない限り、出席者の過半数の議決による。

（委員会及び臨時委員会）

* 1. 本会に、目的及び事業達成のため、次の委員会を設ける
     + 1. 広報・普及委員会
       2. 流通委員会
       3. tobe会

　２．目的及び業務の遂行上必要な場合には、理事会は一年を超えない期間に限って臨時委員会を設置することができる。但し、理事会はこの期間を延長することができる。

　　　　３．委員会の委員長は理事会において理事の中から（ただし必要があるときは理事以外の者から）選任し、委員長は理事会の承認により委員（若干名）を指名する。委員長及び委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

　　　　４．委員会及び臨時委員会の運営については、理事会において別に定める委員会運営要綱による。

1. 理事、顧問及び参与

**（理事）**

第１２条　理事については、定款に定める外、以下の通りとする。

　　　２．　　理事の選任については、社員総会による過半数の議決とする。候補者は立候補又は社員による推薦とする。

　　　３．　　理事の要件は以下の通りとする。

　　　　　　　　　5名以上10名以下

　　　４．　 理事による理事会を設置し、理事の中から各役職を選任する。選任については、理事会による過半数の議決とする。候補者は立候補又は理事による推薦とする。

　　　５．　　役職は以下の通りとする。

（１）　理事長 1名　　必須

　　　　　　（２）　副理事長　 1名　　必須

　　　　　　（３）　専務理事 　1名　　必須ではなく任意

　　　　　　（４）　常務理事 　1名　　必須ではなく任意

　　　　　　（５）　事務局長 　1名　　必須

　　　　　　（６）　副事務局長　1名　 必須

　　　　　　（７）　会計担当 1名　　必須

　　　６．　　任期は２年とし、再任は可とする。

**（顧問及び参与）**

第１３条　本会の運営に関する重要な事項について理事長の諮問にあたるため、本会に顧問及び参与をおくことができる。

　　　　２．顧問及び参与は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

**（役員の報酬）**

第１４条　理事、顧問、参与の報酬は社員総会で定められた金額内で、理事会がこれを定める。

２．　報酬額は、理事会において都度に報告される。

３．　退職慰労金については理事会において定めるものとする。

**（役員の解任）**

第１５条　理事、顧問、参与の解任について、本人の都合によるものや何らかの事情により解任の必要が生じた場合は、理事会の過半数の議決により解任とすることができる。

1. 事務局等

（事務局の運営）

第１６条　協会の円滑な運営を目的に事務局を設置する。

事務局の運営に関する規則類は、別に定める事務局内部規則（以下「内規」という。）に基づく。

* + 1. 内規は理事長の承認の下に事務局長が作成し、制定及び改廃に際しては理事会の承認を得る。
    2. 内規の改正・追加等については理事長の承認の下に事務局長が案を作成し、理事会に報告する。
    3. 内規は以下とする。
       1. 雇用関係
          1. 就業規則
          2. 再雇用規定
          3. 賃金規則
       2. 会計関係
          1. 会計規定
          2. 稟議規定
       3. その他
          1. 国内出張等旅費規程
          2. 役員及び委員等旅費規程
          3. 慶弔見舞金規定

（業務の委託）

第１７条　事務局の業務は、理事会の承認によってその一部を他に委託することができる。

1. 資産および会計

（資産）

第１８条　本会の資産は次の収入による。

* + - 1. 会費
      2. 事業収入
      3. 寄付金
      4. その他の収入
      5. 資産より生ずる果実

（資産の管理）

第１９条　本会の資産は理事長が管理し、その方法の基本原則は理事会によって定める。

（経費）

第２０条　本会の経費は資産を以って支弁する。

（会計年度）

第２１条　本会の事業会計年度は毎年3月1日に始まり翌年の2月末日に終わる。

（暫定措置）

第２２条　本会則の定めに関わらず、止むを得ない事由により予算が成立しない場合は、理事会の承認により、予算が成立するまでの期間、前年度の予算に準じた収入及び支出を実行することができる。

２．前項の収入及び支出については、新たなに成立した予算の収入及び支出とみなす。

附則

第1条　　本会則の改廃は理事会の議決による。

以上